

## 第20回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 11月 9日（水） 午前 10時00分  
閉会日時 午後 00時11分  
開会場所 教育委員会室

### 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

### 出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	水 野 博 史
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

### 署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
それでは、ただいまから平成28年第20回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、私から報告いたします。

高野委員の委員任期が11月1日をもって満了になりましたが、10月28日の区議会本会議におきまして、高野委員は板橋区教育委員会委員としての再任の同意を得て、11月2日付で区長から教育委員に任命されたことをご報告いたします。

それでは、高野委員にご挨拶をお願いいたします。

高 野 委 員 2期目を拝命いたしました高野でございます。

これからも、板橋の子どもたちのために、また、板橋の教育のために一生懸命努力してまいりたいと思っております。どうぞ、引き続き、よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。  
それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第51号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

(学務課)

2. 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

3. 東京都板橋区債権管理条例

(教育総務課)

4. 東京都板橋区文化財保護条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

5. 東京都板橋区立教育科学館の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第51号「区議会提出議案及び意見の聴取について」は、平成28年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 人事情報 (都費職員・平成28年10月分)

(指-1・指導室)

(区費職員・平成28年10月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、「指-1」、指導室が所管する正規職員、期限付任用教員について、報告いたします。

10月末の教職員数は、括弧の休職者などを含めて総勢1,821人であり、9月末からの変更はありません。

休職者等は、全体として115名で、先月に比べ、10名増えております。

内訳としては、増えた要因として10名です。

病気休職に入った者が3名、育児休業に入った者が7名です。

次に、期限付任用教員についてです。

期限付任用教員の数は、9月末の時点から3名増えて、33名となりました。

内訳は、小学校2名、中学校1名が増えております。

以上でございます。

教育総務課長 引き続きまして、区職員の人事情報について、ご報告申し上げます。

10月末現在の職員数です。

総計欄でございます。前月末183人に対して、今月末182人。

増減の内訳ですけれども、「▲1」とありますが、病気休職に入りまして、現員から除かれました。

したがって、(1)のところですか。(1)で現員外の数字ということで、結果として、今月末、182人。(1)名が休職者でございます。

蓮根第二小学校の用務の職員でございます。

続きまして、次頁に参ります。

非常勤職員の10月末現在の職員数です。

合計欄でございますが、前月796人に対して、当月797人。1名の増でございます。

一覧表の一番上の学校運営員が1名減員になってございます。

こちらにつきましては、志村一小的の職員が退職してございます。

続きまして、中ほどです。特別支援教育巡回指導講師です。

こちらが1名増員です。1名を雇用できたということでございます。

続きまして、下方です。下から4段目です。

青少年委員につきましては、1名増員です。

高島平地区、1名、10月1日付で採用ができました。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

(なし)

教 育 長 私の方から、都費の3人の病休の代替教員はもう既についているのでしょうか。それから蓮二小の用務の替わりは、既についているのでしょうか。

指 導 室 長 まず、教員の方でございますけれども、代替教員として、学級担任、あるいは教科担当ということで代替教員がついております。

教育総務課長 蓮根第二小につきましては、以前から病気休暇をとっておまして、これが3カ月になりました。事前に課付の臨時職員を本校付として欠員補充しています。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

#### 2. 平成28年特別区人事委員会勧告の概要について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「平成28年特別区人事委員会勧告の概要」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、平成28年特別区人事委員会勧告の概要についてです。

資料は「総-2」でございます。

特別区人事委員会は、平成28年10月11日、各特別区の議会及び区長に対して、職員の給与、人事制度等について報告及び勧告を行いました。

本年の勧告のポイントでございます。

まず、月例給。

公民較差が584円、0.15%を解消するため給料表を改定するものでございます。

特別給。

こちらは期末手当・勤勉手当、いわゆる民間でいうボーナスの部分ですけれども、年間の支給月数を0.1月引き上げて、現行の4.3月を4.4月にいたします。ただし、こちらの増額分、引き上げ分につきましては勤勉手当に割振りするものでございます。

I、公民比較の結果でございます。

平成28年4月時点でございます。

月例給の平均給与が、民間で39万8,339円、職員が39万7,755円で、584円の差でございます。

特別区に関しては、平均年齢が41.7歳です。

ちなみに、東京都あるいは国も勧告が出てございますが、東京都は81円の差です。人事院、国は780円の差でございます。

続いて、期末勤勉手当につきましては、民間が4.42月、職員が4.30月、0.12月の差です。

東京都が0.11月、国、人事院は0.12月です。

続きまして、次のページを見ていただけますでしょうか。

改定の内容でございます。

まず、給料表でございますが、2つ目の○です。

管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4級以上の級において引き上げを強め、6級以上の級においてはさらに強めた引き上げ。

4級と申しますのが係長級です。6級以上が課長級以上でございます。

その次の次の○です。

I類初任給及びIII類初任給については、国の状況等を踏まえて引き上げでございます。

続きまして、3ページに参ります。

一番上の3、実施時期でございます。

給料表の改定は、平成28年4月1日に遡及して実施です。

特別給については、改正条例の公布の日から実施。

今回の議案が可決されたならば、特別給は、12月支給の特別給から実施されることとなります。

次のIII、今後の給与制度における課題。

様々な課題が示されております。

人事評価の給与への適正な反映、再任用職員の給与、あるいは保育教諭等の給与、扶養手当制度について述べられています。

その他、人事制度、勤務環境の整備等に関する意見も出てございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学一1・学務課)

教 育 長 それでは、報告3「入学予定校変更希望制における応募状況について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、「学一1」の資料をご覧いただきたいと思います。

今年度の入学予定校変更希望制における応募状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

1、実施状況です。

受付期間は、小学校、中学校とも、9月1日から30日までの1カ月間でございます。

(3) 変更希望者数につきましては、小学校は4,062人のうち621人で、昨年と同様に15.3%でした。

中学校は、対象者数3,801人のうち825人で、昨年よりもやや上昇し、21.7%となっています。

小学校につきましては、学校選択制開始前、平成15年度になりますけれども、その時点の変更率が16.7%でしたので、そのときよりも低い水準まで低下しております。また、中学校については、学校選択制開始前の変更率が21.5%でしたので、同程度になっているという状況でございます。

参考に申し上げますと、学校選択制における小学校の変更率のピークが平成22年度の25.1%、中学校につきましては、平成20年度の28.7%でございます。

入学予定校変更希望制の実施によりまして、通学区域校への就学率が高まっているという状況でございます。

各学校の応募状況は別表1、2に記載のとおりですけれども、こちらは後ほどご説明させていただきます。

次に、2、抽選の実施です。

小学校につきましては、先月、10月17日に公開抽選を実施いたしました。対象校は記載のとおり、5校でございます。

中学校については、11月2日に公開抽選を実施いたしました。

対象校は、記載の3校でございます。

続いて、3、今後のスケジュールです。

11月4日から11月30日まで、就学時健康診断を実施いたします。

1月上旬に、就学・入学通知書を保護者宛、発送いたします。

また、補欠の登録期間ですが、小学校は1月31日まで、中学校は2月21日までとなっております。

この期間内に私立学校等への入学者が出た場合につきましては、補欠の順位に従って、順次、繰り上げ当選となります。

続いて、別表1をご覧くださいと思います。

こちらは小学校の応募状況の一覧となっております。

学校名が網掛けになっている5校が抽選実施校となっております。

また、通学区域外からの受け入れを制限する適用除外校は受入可能数の欄に網掛けがついているところがございますけれども、こちらは8校となっております。昨年の6校から増えているという状況でございます。

新たに適用除外となった学校は、富士見台小学校、板橋第四小学校、板橋第六小学校、また、適用除外校から外れたのが志村第二小学校ということでございます。

また、希望者数の列に網掛けがあります、7番、志村第六小学校及び29番、中根橋小学校、42番、紅梅小学校は、受入可能数は超えておりますが抽選を実施しない学校になります。

次に、別表2は、中学校の応募状況となっております。

小学校と同じ表のつくりとなっております。

中学校につきましては、網掛けをしている、6番、志村第一中学校、11番、西台中学校、15番、上板橋第三中学校の3校が抽選実施校となっております。

また、この3校以外においても、希望者数が受入可能数を超えている学校が相当数ありますけれども、こちらにつきましては、例年、私立中学校等に行かれる方が多くいらっしゃいますので、そうした例年の傾向を踏まえまして、その分を差し引きまして、実質的には受入可能であると見込みまして、抽選を行わないというものでございます。

最後に、入学予定校変更希望制の希望理由を補足でご説明いたします。

今年度の分析はこれからになりますので、27年度の実施状況です。

小学校は、「兄（姉）が来年度も在籍」という理由が全体の約40%、「学校の近さ」という理由が約25%、「友人関係」が約20%、「当該児童に適した教育環境」が10%、「その他」が約5%となっております。

中学校につきましては、「友人関係」が約30%、「学校の近さ」、それから「当該児童に適した教育環境」が、いずれも約20%、「兄（姉）が来年度も在籍」が約10%、そして、中学校の特徴であります「部活動」は約20%という状況でございます。

ご説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 もう抽選が終わったということなのですが、板橋一小で、板九小の区域が、いずれ統合するということで、同じ希望する方でも、そこに住んでいる方と、

それからほかの学校の区域の方と、違うのかなというのを単純に考えましたので、その辺の配慮とかというものはあったのでしょうか。

学務課長 板九小につきましては、平成29年度末をもちまして、板橋一小に統合という方針は出ておりますけれども、まだ学校設置条例上はそのままの位置づけということでございます。板九小の管内に住んでいるお子さんには配慮が必要ということを考えておまして、板九小のお子さんで板一小を希望したお子さんにつきましては、今後、統合の方向ということも踏まえまして、板橋一小の管内に住んでいる者とみなして抽選からは外させていただいて、残りの数で抽選させていただいたという状況でございます。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう1つ。例えば富士見台小学校が適用除外校ということですが、昨年の受け入れ可能数が住民登録数を上回っています。この辺が適用除外校になるというのはどういう条件なのでしょう。

それと、また、この場合、富士見台小は通学区域外から12名のご希望があるのですけれども、これは兄（姉）が通っていらっしゃる方なのか、どうなのか、その辺を教えていただきたいと思いました。

学務課長 適用除外校につきましても、兄（姉）が通っている場合につきましては、そこは希望できるということで、そこは入れるという形で進めているところでございます。

富士見台小学校につきましては、住民登録数につきましては、今後、29年度以降はずっと住民登録数が増えるという見込みが、推計上で出ております。

そうしますと、その住民登録数だけで学校のキャパシティを超えてしまうものですから、早目に適用除外しませんと、今回のように兄（姉）がいる方については適用除外校でも入れるという形になりますので、そういう配慮もさせていただいた上で、将来的な推計を見越して適用除外にさせていただいたということでございます。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

松澤委員 部活動で希望されている方が、中学校で全体の20%いらっしゃるということですね。あと、友人関係の方もかなりいらっしゃるということですので、今すぐでなくて結構ですが、この何年かというのですか、そういったデータを教えていただけたらと思います。

学務課長 先ほど申しましたのは27年度の実績でございまして、今、26年度が手元にあります。26年度の中学校は友人関係が30%ぐらいです。

学校の近さ、部活動も20%ぐらい。学校教育活動も19%、兄弟関係が10

%ぐらいです。

大体、26年度、27年度につきましては同じような傾向かなという状況でございますが、大体、全体の傾向としては同じような傾向と分析しているところでございます。

次 長 28年度が出たら報告してください。

学務課長 はい。28年度につきましては、調べて、またご報告をさせていただきたいと思えます。

次 長 経年の希望状況を改めて報告してください。

学務課長 今回、入学予定校変更希望制を実施しまして4回目ということになりますので、28年度の分析も踏まえまして、26年度からずっと4年間、どういう形の状況というのは、資料にまとめましてご報告させていただければと思えます。

松澤委員 それを踏まえて、中学校は3校抽選ということになっているのですけれども、抽選される理由として、そういった人数が増えている理由としてこういった状況があるので、結構、同じ学校で増えているのかというのは分かるのでしょうか。  
毎年、同じ学校が抽選しているという状況というのは。

学務課長 中学校につきましては、27年度につきましては、志村第一中学校と上板橋第三中学校ということですので、大体、傾向としては、同じところが、上板橋第三中学校は、毎年、抽選になっている学校でございます。

こちらについては学校のキャパシティに限りがあるというところもありますので、抽選実施校となっておりますけれども、平成27年度の実績を見ますと、最終的に私立学校等の入学者がかなりいましたので、希望の方は全て入れているというような状況がございます。

松澤委員 ありがとうございます。

上野委員 私も情報が少なくて申しわけないのですけれども、1つは、28年度が出てからまた見させてもらいますけれども、幾つかしかまだ学校を回っていないのですけれども、新しくできた学校と老朽化している学校とがある状況の中、新しくできた学校に偏りがあるのかなと思いつつも、そうでもない状況が見受けられるという印象が残りました。まだ4年しかないということですが、クラブ活動で20%が引っかかるのですが、その20%は、クラブ活動を理由として認めているということなのですかね。

学務課長 入学予定校変更希望制の変更希望理由の中には「部活動」ということがありま

して、23校全て同じ部活動があるというわけではありませんので、例えば自分の学区域内にクラブ活動がないという場合については、ほかの学区域の学校も希望できるという形になっております。

上野委員 その理由であれば私は問題ないと思っているのですが、4年のデータの中で、例えば先生が異動してしまったと、それで問題が起きてくるという事例は今のところないのですか。

クラブだけを理由にして行った場合、「いや、話が違うじゃないか。来たら学校の先生がいなくなってしまった」とか、「この先生がいるから、私は希望したのだけれども」というようなクラブは、今のところ出ていないですか。

学務課長 入学予定校変更希望制につきましては、新1年生になるときの希望ということになりますので、一度、入学してしましますと、ほかの学校に行くというのは、また違う基準で選定して変更という形で、基準がまた別にあります。移る基準についてはさらに厳しくなるということもありますので、自由に移動できるというわけではないという仕組みになっております。

次長 よろしいですか。

実際に学年進行によって、その担当の教員が異動してしまうケースがあります。多くの学校は、これだけ人気がある部活動なので、別の教員を配置して、その部活動を継続するというようになっているので大きな問題はないのですが、その先生が出たことによって、次にやる方がいなくて、そこで、その部活動を中断します、休部になりますというようなケースも、なきにしもあらずなんです。

その場合は、選択というか、この制度での理由として部活動を選んだ方以外も、学校に入って実際にバレーボール部ならバレーボール部、バスケット部ならバスケット部がなくなってしまうとなると、大きな問題が出ますので、外部の指導員を配置して対応するなど、色々な形で継続するよう、最終的には対応していますので、問題になる前に基本的には対応させていただいています。

ただ、その当該の先生がいるからと言われてしまうと、その人が指導者でないとと言われてしまうと、例えば区外へ出てしまった場合などは難しいですから、その種目はできるだけ継続するように対応しています。

上野委員 私は構わないのですが、基本的にそれを認めているのであれば、前置きが必要だと思うのです。

次長 そうですね。

上野委員 公立ですから、先生が変わることもありますよと。

でも、クラブに関して認めないというのであれば、それはもう認めないでいいのに、認めるという状況であれば、もしかして先生が異動する場合がありますよ

ということは、前もって言っておいた方がいいのではないかと思いますよね。  
次長が言われたのは、決まってから、その対応策を考えるということですか。

次 長 事前にアナウンスをしているのですよね。

学務課長 部活動を理由とする場合でも、事前に変更希望できるメニューについては事前にご案内させていただいているという状況ですけれども、基本的に、原則として通学区域内の学校に通ってほしいというご案内はさせていただいています。

次 長 教員の異動によって部活動が休止になるような場合も含めて、事前にアナウンスは明確にさせていただきたいと思いますので。

上野委員 必ず入れておいていただきたいと思います。

次 長 分かりました。では、来年度から入れるようにいたします。

教育長 私から1つ。例えば志村第一中学校は、受入可能数に対して、希望者数がかなり上回っているというところで、しかも、通学区域内の人数が受入可能数よりも上回っているという状況ですけれども、この場合は、抽選するときというのは、受入可能数プラスアルファということによってとっているわけですよね。

学務課長 通学区域内の方は、当然、入学ができますので、志村第一中学校につきましては、それ以外の方は全て補欠登録という形になります。

教育長 なるほど。当選ではなくて、通学区域内はもちろんですけれども、区域外の方は補欠という形ですね。

学務課長 そうです。

教育長 分かりました。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 特別支援教室の実施状況について

(指-2・指導室)

教育長 それでは、報告4「特別支援教室の実施状況」について、指導室長から報告願います。

指導室長

それでは、資料は「指－２」になります。

特別支援教室の実施状況についてです。

初めに、小学校情緒障がい等通級指導学級の児童数推移というのがあります。

この数ですけれども、２８年度当初の中には、通級をしているお子さん、そして特別支援教室が一部スタートしましたので、そちらで自校での指導を受けているお子さんも含めて２０９名という数になっています。数値としては、増加傾向にあるという状況です。

次に、平成２８年度の特別支援教室及び情緒障がい等通級指導学級の児童数推移でございます。

今年度ですけれども、毎月、判定委員会を実施しています。これは、まずは学校の中で、必要と思われるお子さんについて、この子が特別支援教室、あるいは情緒通級指導学級に行った方がいいのではないかとという判定をし、そして、教育委員会としても判定会を開催しているということになります。

２つの地区に分けて、１つの地区当たり、年間１０回ということで行っています。各地区においては毎月１回ずつの判定会が行われているわけですけれども、人数といたしましては、大体１０人以上が新たに加わっているという状況になっています。

合計人数ですけれども、４月当初は２０９名、そして特別支援教室を２４校で実施しておりますけれども、１１５人というところでスタートしましたが、９月現在は合計人数が２７５人となっております。

内訳といたしましては、特別支援教室が１６４人と大きく増加しています。

そして、まだ特別支援教室を実施していない学校がありまして、その学校２８校につきましては、通級指導学級もあるということで、やや増えて１１１人という数字になっているということです。

平成２８年度の特別支援教室の巡回開始校の一覧は、記載のとおりです。

拠点校がこれまでの通級指導学級があった学校です。６校になります。

この学校を「拠点校」という言い方をし、この拠点校に所属している教員が巡回校に出かけて行って指導を行うという形になっています。

次に、特別支援教室に係る教員等ということでもあります。

東京都による配置がなされています。

まず、巡回指導教員、これが主に児童に指導を行う教員ですけれども、この教員は先ほどの拠点校にもともといました情緒障がい等通級指導学級の担任になります。この担任が区内全体で２５名います。

この配置基準ですけれども、今年度については、各拠点校の学級数プラス１人ということが東京都の配置基準となっています。

具体的には、志村第三小学校は３学級ありますので、プラス１ということで４人の教員がいるということになります。そのほかも同じで、弥生小のみ４学級ありますので、プラス１ということで５人ということになります。合わせて２５名の教員がいるという状況になります。

次に、特別支援教室専門員です。

これは、特別支援教室の設置校に勤務している都の非常勤の職員になります。

月16日の勤務です。現在、特別支援教室24校を実施していますので、24名いるということになります。

次に、臨床発達心理士等というものです。

これは年間10回の勤務ですけれども、特別支援教室の設置校を訪問して、特別支援教室の指導・運営について助言するという役割を果たしています。

次に、来年度、平成29年度の特別支援教室の児童数と教員数の見込みについてです。

現在、徐々に増加している傾向を見ますと、児童数は、来年度4月当初は、新1年生も含めて300名程度という予想を立てています。児童数が増えますので、巡回指導教員も増える予定です。

都の基準でいきますと、この特別支援教室を実施していく中で、都の基準は、児童10名につき、教員1名となります。つまり300名ぴったりですと、30名の教員ということになります。301名になると、31人目の教員が配置されるということになります。

現在いる、25名の教員も増えていくということが予想されるということです。次の2ページ目をご覧ください。

特別支援教室の巡回指導教員の研修実施状況ということで、巡回指導に当たる教員の研修も充実させています。回数も1回から4回に増やしているということ、今後も教員が増えていくに当たっては、初任者が配置される可能性があることも考えて、この研修については、今後も充実させていきたいと考えています。

次に、中学校の特別支援教室の実施に向けた準備などについてです。

中学校については、平成30年度から33年度に向けて設置を進めていきます。これは東京都全体で行われることです。

板橋区においては、平成30年度から、順次、特別支援教室での巡回指導を開始して、平成33年度には区内23校全校で特別支援教室を実施する予定であります。小学校が特別支援教室をスタートするに当たっては、校長、副校長、そして教員たちへの研修というのを行いました。今後、中学校の校長、副校長、そして教員への研修も実施する予定であります。

最後に、来年度、平成29年度の小学校における特別支援教室の巡回開始校の一覧です。

実施校は記載のとおりであります。各拠点校について、巡回校が7校から8校ということですが。

予定では、来年度、28校になり、区内全ての小学校で実施する予定でしたが、志村第一小学校のみ、平成29年度の特別支援教室の実施が難しい状況になっています。通級指導学級をそのまま続ける予定であります。

理由といたしましては、特別支援教室として使用できる教室を検討しているのですが、児童数が増えているということもあり、なかなか教室の確保が難しいという状況になっています。

志村第一小につきましては、平成29年度の学級数がある程度明確になったと

ころで最終的な決定をいたしますが、現段階では、来年度は難しい状況かなというところですよ。

なお、志村第一小学校の保護者に対しましては、この後、教育委員会事務局、そして志村第一小学校から、このことについて説明する予定であります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 今、区全体のお話だったのですけれども、学校一つ一つからとって、どういうことが実際に行われているかというようなことが、もうひとつよく分からないのですけれども、例えば学校の職員の配置を見ると、1つの小学校に、この巡回指導教員の先生が、1人ということではなくて、何人かお名前が載っていたりするんですね。

それと、あとこの特別支援教室専門員の方は、学校を退職された方などがなっているのです、その辺は分かりやすいのですけれども、1つの学校の中で、どういう方が、週に何回ぐらい、どういう活動をされているのかというところが余りよく分からないので、そこを教えてください。

指 導 室 長 拠点校にいる教員が、基本的なパターンは、巡回校に出かけるときには2人ペアで出かけます。つまり、志村第三小学校ですと、例えばですけれども、月曜日には志村第二小学校に2人が出かけ、合わせて月曜日に前野小学校に2人が出かけるというような、例えばですけれども、そういう組み方をします。

2人以上で、ペア以上ということで訪問します。

実際に、特別支援教室がある学校ですけれども、まず勤務時間については、それぞれの学校の実情に合わせてということになっています。

例えば、一度、拠点校に教員が出勤し、色々な教材を持って、巡回校に2人一緒に出かけるということも可能ですし、あるいは特別支援教室のある学校に最初から出勤するということも可能です。

基本的には、その特別支援教室のある学校で一日勤務をする。勤務して、子どもたちを午前から午後にかけて指導するという組み立てになっています。

特別支援教室専門員さんは、各学校の固定ですので、週4日ぐらいになりますけれども、月16日勤務ですので、その学校に専門員さんは固定にいるという形になります。

そして、特別支援教室の視点からいきますと、これは、教員がその学校にいる子どもたちを受け入れて、子どもたちは、個別の指導については交代でその教室を訪れるという形になります。

例えば週2時間の指導という子であれば、1時間個別の指導を受け、そして2時間目はある程度グループで組むということもあります。

教員が2人いますので、例えば個別の指導も、最初から、その学校のお子さんが2人特別支援教室に来て、個別の指導を受け、そして2時間目はその2人が、

2人の教員と一緒にボールを使った活動をするとか、そういうようなことを行っているという状況です。

上野委員　　もし的外れの質問だったら大変申しわけないのですがけれども、大体、増加傾向の中で、板橋区としての対応策というのは、これからもっと色々な傾向を考えられると思うのですがけれども、素朴な疑問で、なぜこういうふうが増えていくのかということに対しては、情報は、研究結果はあるのですか。

指導室長　　これは、特別な支援を必要としているお子さんが、国の教員への意識調査ですがけれども、6.5%と、かなりの数がいると考えられています。

ただ、実際に、これまで通級指導を行っているお子さんというのはものすごく少ない人数です。ニーズは恐らくたくさん隠れているにもかかわらず、通級指導というのは保護者がついていかなければいけない。そして時間的にもかなりのロスがあるという部分で、一部のお子さんしか特別な支援の教育が受けられていなかったという現状があります。

それで、この特別支援教室がスタートするに当たって、多くの保護者から関心がある、もしこの指導がよいのであれば、ぜひ受けさせたいという保護者の方がいるということです。

各学校にも、特別支援教室でどういうことを指導しているのですかという問い合わせもかなり増えている状況です。そして、できれば受けさせたいという保護者がだんだん増えているという状況で、この人数が増えています。

先進地区においても、このように特別支援教室がスタートすると、2年間ぐらいはぐっと急増するという傾向が見られますので、本区においても、来年度ぐらいいまではどんどん増えていくことになると思われます。

上野委員　　もう入学する前に、何か対応策はないのですかね。

指導室長　　ここが非常に難しいところで、入学前に保護者の方が、何かしら特別な支援が必要だと考えて相談するケースもありますが、それはかなり少ないです。

自分のお子さんが、何か特別支援が本当に必要なのかどうかというのは、特に情緒面の発達障がいの場合には見分けがつきにくいというのがあります。ですから、余り相談を受けないで、そのまま就学時健康診断に臨む方が多いです。

就学時健康診断は各学校でやっていますけれども、そこで教員、あるいは校長が、このお子さんは何らかの相談をした方がいいのではないかと判断したとしても、保護者の方がその相談をしたいという判断をしなければ、それ以上何も先に進みません。

進まないで、そのまま通常の学級に何も支援がないまま入学してくるということになります。

入学した中で、今度は、その学校の中で保護者の方ともよく相談しながら、そのお子さんの状態を見て、通常の学級だけでは指導・支援が不十分ではないかと

いうときに、また相談しながら、どうしようかということで、そういう流れになっています。

上野委員　今のままでは増えていきますよね。

指導室長　恐らく、入学後にどんどん増えていく可能性が出てくると思います。

松澤委員　平成26年度の学校整備週間のときに回ったとき、全ての校長先生に特別支援の生徒の話をお聞きしたのですけれども、そのときにも、曖昧というか、判断しかねる子がすごくたくさんいるというお話をいただきました。

そのときに感じたことが、こちらの表でも分かるのですけれども、4月から比べて、9月になったときに50%ぐらい増えているのですけれども、このときに、先ほどおっしゃっていた25名の巡回指導教員の定数というのは、10名に1人ということになっていますけれども、それは4月段階のときの人数でよろしいのですよね。

4月から9月になった場合は、来年の4月にはこの人数でという認識でよろしいのですね。

それで、そこからまた、4月で卒業していくと、またこういった形で低い人数になってしまうと思うのです。

また9月に増えて、4月に減ってということの繰り返しで、上野先生がおっしゃっていたように、事前に人数を把握するというのは非常に難しいのかなと私も思っているのですが、この辺に対して、もう1点質問ですけれども、先生方の中で、こういった巡回指導教員とか、そういった特別支援教室に対応できる先生の資格と、普通に教える資格というのは違うのでしょうか。

指導室長　最後の質問ですけれども、現状では、通常の教員資格と何ら変わらない教員が指導しているということです。

松澤委員　その場合、先ほどの職員の人数のところでも、20名定員のところで17名しかいらっやらないという現状がある中で、さらに9月の段階では、本来、20人以上いなければいけないという状況が増えている中で、そういった増員が難しい現状というのはあるのでしょうか。

指導室長　これが一般の通常学級の教員と同じように、年度当初の児童数で配置人数が決まっているというところで、なかなか9月に増えたから教員を増やすという、その制度はないという状況です。

教育長　そうすると、今のお話で、来年度については、4月に入ってから教員数を都に上げるのではなくて、事前ですよ。そのとき、当然、見込みという形をとって教員を引っ張ってくるというか、そういう形になるわけですよ。

指導室長　そうですね。4月の入学当初の見込みというところです。ただ、過員を出すことは絶対に許されませんので、見込みということで、4月6日現在、入学したときに何人かというところの見込みで配置を希望しているということになります。

次　長　今のお話ですけれども、今は経過期間なので、1年生だけではなくて、2年生以上の在校生も含めて、先ほど上野委員がおっしゃったご質問に関連しますが、在校生で通級できなかつたお子さんで、本来、こういう指導を受けた方がいいお子さんがどんどんこちらの学級に入ってきている状況です。それで、急激な上昇をしています。

来年の4月になりますと、6年生の部分はまた卒業しますが、1年生で新たに入ってきて、また2年目ぐらいまでは、通級の指導の状況を見て、うちの子どもを行かせた方がいいというふうに保護者の方も判断して増えてくると思うのですが、2年ぐらいすると、在校生の部分が基本的に、受ける必要があつて受けないという方は皆さん指導を受けるようになりますので、今度は、3年目ぐらいになれば、新1年生の増分だけを考えていけばいいのかなというところもあるので、そこで落ちついてくるのではないかと思うのですが、2年間ぐらいは、どんどん見て、入ってきてというのが繰り返されるので、大変厳しい状況が続くのではないかと考えています。

今後の対応としては、学習指導講師を配置しているので、この特別支援教室が開かれるときに、サポートとして学習指導講師に入ってもらいたいということも考えながら、本来であれば、その増員分を東京都が配置してくれればいいのですけれども、そういう制度にはなっていないので、あと、区独自に、別途、その日だけ採用するというのも難しいので、学習指導講師を配置してもらって対応するというようなことで、2年間ぐらいは対応していかなければいけないのかなと考えています。

高野委員　私は、人数が増えたというのは、そういう子が増えたということではなくて、そういう発達の障がいとか、その子に支援が必要だということが、保護者の方たちの理解が深まってこういう形になったのだと思うんです。

ですから、学校で伺ったお話でも、今までは、通級ですとか、特別支援学級に行くことをためらわれていた方たちも、この特別支援教室ができて、そこで実際に先生方とお話をしたり、また、子どもにとって必要な教育が何なのかというのを考えていただくきっかけになって、通級していなかった子も教室に通ったり、また、そういう中から、今度は特別支援学級へ移る子も出てきたというようなお話を聞いていますので、私は人数も大切なことだとは思いますが、何よりも、そういう支援の必要な子たちが適切な支援が受けられるようになっていくという、そこがとても大事ではないかなと思っています。

青木委員　高野委員の意見も含めてなので、余計なことを申し上げるかもしれ

ないのですが。

発達の障がいがあるという見方が、今はすごく難しくなっている気もしているのです。それで、1つ言いたいのは、欧米などでは、その子は本当に発達の障がいがあるのか、特殊な能力を持っているのか分からないのではないかなという考え方もあるわけです。

例えば、教育長ともお話をして、STEMという教育は、必ずしも、その子が全てに対して障がいを持っているのではなくて、あるものに対しては非常に高い能力を持っているというのを見出すための教育方法の1つでもあるんですね。

ですから、通常のを教えるという中だけではなくて、そういった支援の中で、その子の持っている能力というのを引き出すようなところも見てあげられるという形になれば、決して発達障がいはマイナスのイメージではなく、その子の能力を引き出すという見方をしてくださる方が増えて、適切な教育が受けられるのではないかと思うので、そういう視点でも見ていただけると、あるいは説明していただけるといいのかなと思います。ぜひ、お願いします。

松澤委員　こういった状況を、今、次長がおっしゃったような内容で進めていただいているというのは認識できたので、あと、こういった学校の巡回校がありまして、その拠点の学校というのがあって、そちらの巡回校が少ないところというのは、1つの学校で人数が多いという認識でよろしいですか。

指導室長　はい。この巡回校をどの学校にするかというのは、これは区教育委員会で決めることができます。実際、児童の数がどれぐらいいるのかということで拠点校の先生方とも話をしながら、巡回校はこの学校でいきたいと思います。巡回校は少ないところというので、1つの学校で人数が多いという認識でよろしいですか。

今後、また児童数が、ある学校が非常に多いというような、そういう状況が出てきましたら、拠点校にとって均等割にするようにするという考えもありますし、もう1つは拠点校の人数といますか、教員の人数を今は均等に配置していますが、その人数を少し少ない学校、多い学校としていくという考えもできます。これはどちらの考えでも大丈夫ですので、これは区として考えていきたいと思っています。

松澤委員　そのときに1つお願いなのですが、特別支援の子たちの現状もありますし、普通学級の授業の形態もありますので、普通学級の授業をスムーズに運営していただくための部分も必要になってくるのかなと思うんですよね。

そういったことによって、授業を円滑に進めていったり、歩き回ったりする子が減ってきたり、そういったことが非常に大事だと思いますので、そういった面では多い学校には多くの人数をかけていただいて面倒を見ていただくということも必要ですし、あとは、そういったなれてきた学校ですと、少ない人数で多くの子を見られるようになっていただきたいと思います。そういった形で、始めたばかりなのですが、非常にいい試みではないかなと思います。

で、その辺を、また、少しずつ現状を見ながらやっていただければ、特別支援を要する子どもたちやそれ以外の子たちも非常に勉強に集中できるのではないかなというように考えますので、そういったところも見ながら進めていただければと思います。よろしくお願いします。

上野委員 私も、なにしろ今のニーズに合わせて、次長の説明も含めて、もうあと何年かだとは思いますが、これは減らす方向とか、板橋区独自の何か施策等をしたことによってこれが減っていくという、何か、私自身にアイデアがなくて申しわけないのですが、そこを突き詰めていくということは、何か、必要ではないかなと思うのですが。

板橋区として、入学する前にこれだけというようなことをやったことによって、こういう部分の数が減っていくとか、何かそういうことが考えられないのだろうかというのは。

増える一方だとか、今まで隠れていたというのは分かるのですが、逆に言ったら、減らす方向というものも、入学する前に、板橋区で大きなアドバランでも上げていって、それが響くかどうか分かりませんよ、すぐ結果が出るわけではないのですが。今のままでは、逆転してしまうのではないかとというぐらいの状況が起きてくるのではないかと非常に先々心配だし、逆に言うと、何か、起爆となるものはないかなと、すみません、アイデアがなくて。

青木委員 すみません、余計なことを言うのですが、発達障がいケアするスクールというのが実は都内にあります。そういう子たちを積極的に受け入れているような。

次長 上野委員がおっしゃったように、幼児期、入学前のケアというのが大事です。その時点で発見して、保護者の方が理解して、福祉的なサービスなのか、医療的な対応なのかということに対応する必要があります。

板橋区内にも、療育の機関ということで、トレーニングをする機関もありますし、医療の方につなげていくというような対応もしているのですが、なかなか幼児期に発見するというのは難しい。

そういう明らかになるような活動というのは、幼稚園の場合は割とあるようですが、それ以外のお子さんについてなかなか難しいというような状況があったり、保育園側からも情報をいただいて対応しているのですが、保護者の方の意識というのが、そこの現実を改善していくというところに踏み出していくところがなかなかご理解いただけないというところがあったりしますので、上野委員がおっしゃったように、板橋区としてトータルでサポートして、幼児から小学校、中学校、それで高校で就職までというような、何か、一貫した流れがあって、その中で、板橋としてそれぞれの局面でケアしていきますよという全体像をお示しして、それで、こういうプログラムがあるのであれば、うちの子どももそういう認識をして早い段階から改善していこうということが伝わるような、

仕組みというのを見せていかないといけないと思います。

上野委員 ぜひ、お願いしたいです。というのは、親は初めての子なので、分からないと思うんですね。ただ、こういう数字を見ながら、今、次長が言われたように先々の設計図まで出してあげると、どこか我々も、朝、新聞を見ていて、なかなか広報いたばしに目が届くかというところ、難しいですけども、もう少しそういう親御さんたちに目が届く、実際の数を見てみると、多分、びっくりするのではないかなと思いますけれども、これだけ年々増えている状況というのは。

指導室長 色々な機関と連携して、対応していきたいと思います。

上野委員 よろしくお願いします。

教育長 では、私の方からですけども、これは、特別支援教室といっても、週に1回、あるいは午前中ですね。私は2つ気になって、まず、教員の特別支援教育に関する知識や識見を高めていく必要がある。

つまり、実は通常学級で過ごす時間が圧倒的に多い中で、研修というところ、これが先ほど特別支援教室関係の教員には回数を増やしているところですけども、本来であれば、大学の養成課程でこういったことが行われていくべきであるし、今後、そうなると思うのですが、センターの方でも、特別支援教育の研修といったものが、例えば初任者研修だとか、二、三年次研修といった若い教員の研修の中に位置づけていく方向性等を考えているのかというところと、先ほど室長も言ったように、これからこの数が増えると、新規採用教員が特別支援教室の教員の場に充てられたときに、本当にそれを引っ張り上げていく教員の育成というのにも必要になってくるのかなと思っていますが、そのあたり、センターとしてどうお考えになっているのかというのが1点。

2点目は、志村一小の問題もあるのですが、特別支援教室というのが、ともすると余った教室の半分ぐらいしかないというのは、そういうハード的な問題、これはもういたし方ないんですけども、この辺をこれから児童数が増えていくという見込みの中で、建設等の中できちんと押さえていかななくてはいけないという認識を、これは教育委員会だけじゃなくて、区長部局に伝えながら進めていかないと、特別支援教室がおまけみたいな雰囲気になっていくのではなくて、今、お話が出ているように、認知度を高めて周知していくという意味では、きちんとした環境づくりというのにも必要になってくると思うのですが、その辺りのことを教えていただければと思います。

教育支援センター所長 では、教育支援センターの方から、研修の方をご紹介します。

特別支援教育にかかわる教員の指導力向上という点では、かなり板橋区としても大きな課題であると受けとめておりまして、それぞれ職層を通じた特別支援教育コーディネーターですとか、それから特別支援学級担任の研修ですとか、それ

から巡回指導員、それから介添員研修というように、それぞれ職層に応じた研修はもちろんのこと、特別支援教育に関しても、今年度は、4回、回数を増やしまして研修を充実しているところです。

こういったもの、また、それとは別に、子どもの話を聞くという意味では、傾聴というような能力も必要なことなので、それに関するコミュニケーション能力の研修も充実させているところですので、ぜひ、この部分については、できるだけ多くの方に参加していただきながら、力をつけていきたいということと、また、板橋アカデミーなどでも、こういった研修は充実させていきたいと考えているところです。

学校配置調整担当課長 施設整備の部分で私の方からお話しさせていただきます。

現在、学校の改築や学校改修についての検討が進められているところでございます。その検討会の中でも、特別支援教室については設置することを前提に検討し、しっかりと考えていくべきというご意見をいただいております。

学校の中ではなくてはならないものであるという認識で、今、検討が進められておりますので、今後もそのような方向でまともっていくと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

施設整備担当副参事 施設の個別の使用という視点で見ますと、新しい施設に関しましては、まさにユニバーサルデザインの観点を取り入れる必要があるという捉え方ができます。青木委員がおっしゃるように、個々の特別な支援、イコール要素としては「負」と捉えるのではなくて、特殊な能力というような捉え方をすれば、協働的な学びという一端にもつながる、という考え方もできると思います。

ですから、まさに教育長がおっしゃるように、「おまけ」というような捉え方ではなくて、そういう「居場所」という作り方を学校の中でもできるようにすればよろしいのか、という捉え方をして、全てのあまねく児童・生徒にきちんとした教育環境が得られるように、施設づくりを進めていければと考えております。

教 育 長 実は先週の日曜日の夕方のテレビ番組で、特別支援教室のことが出ていて、今、荒張副参事が言ったように、そこが子どもたちの居場所になっているんですね。

そういう意味合いでは、特別支援教室のあり方自体も、巡回指導講師が来たときだけの場所ではなくて、わざわざ都の方は特別支援教室専門員というのが来ているわけですから、そこをうまく日常的に活用して、彼らの居場所、その居場所については、社会に適合するという能力だけではなくて、逆に、先ほど出ているように、彼らの持っているプラスの面を伸ばすというようなところでも活用できるようなことになっていくと素敵だなと思います。

よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 平成29年度入学式・入園式等について

(指-3・指導室)

教 育 長     それでは、報告5「平成29年度入学式・入園式等について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長     「指-3」です。平成29年度入学式・入園式等についてご説明いたします。来年度の予定でございます。

1学期ですけれども、4月5日までが春季休業日となっています。

そして、7月21日からが夏季休業日となっています。

幼稚園につきましては、始業式が4月7日金曜日、入園式が4月10日月曜日、終業式が7月20日木曜日です。

小学校につきましては、始業式が4月6日木曜日、入学式が同じ日です。4月6日木曜日、終業式が7月20日木曜日です。

中学校につきましては、始業式が4月6日木曜日、入学式は翌日の4月7日金曜日、終業式は7月20日の木曜日です。

天津わかしお学校につきましては、保護者が参加するということになりまして、お休みの日、土日に行くようになっております。

始業式は4月9日日曜日、入学式は同日4月9日日曜日、終業式は7月15日土曜日です。

次に、2学期ですけれども、2学期は8月31日までが夏季休業日、12月26日からが冬季休業日となっております。

幼稚園、小学校、中学校につきましては、始業式が9月1日金曜日、終業式が12月25日月曜日となっております。

天津わかしお学校につきましては、始業式が8月27日日曜日、終業式が12月23日土曜日となっております。

そして、3学期についてです。

3学期は1月7日までが冬季休業日となっておりますけれども、例年、成人の日が月曜日ということで、ややずれる傾向があります。

そして、3月26日からが春季休業日となっております。

卒業式の日程については、春分の日が、また、例年、土日と重なる、あるいはどの曜日になるかというところですが、来年度は3月21日水曜日が春分の日となっております。

幼稚園につきましては、3学期始業式が1月9日火曜日、修了式、これがいわゆる卒園式に当たるものです。いわゆる卒園式に当たる幼稚園の修了式は3月16日金曜日、終業式は3月22日木曜日です。

小学校については、始業式は1月9日火曜日、卒業式は3月23日金曜日、修了式はその前日の3月22日木曜日になります。

中学校は、始業式は1月9日火曜日、卒業式は3月20日火曜日、修了式は3月23日金曜日です。

天津わかしお学校は、始業式が1月8日の月曜日、これは成人の日になります。卒業式が3月21日水曜日、修了式、3月21日水曜日の春分の日になるということでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区教育支援センターの休館について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告6「板橋区教育支援センターの休館について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、「支-1」をご覧くださいと思います。  
教育支援センターの休館についてでございます。  
休館日は、平成28年11月19日土曜日、全日です。  
休館理由は、本庁舎の電気設備定期点検を行うため、この休館については11月12日発行の広報いたばしでお知らせしております。  
以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 少年自然の家八ヶ岳荘におけるアレルギー食材の提供事故について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告7「少年自然の家八ヶ岳荘におけるアレルギー食材の提供事故について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-1」をご覧ください。  
少年自然の家八ヶ岳荘におきまして、アレルギー食材の提供事故が発生いたしました。  
発生の日時でございます。平成28年9月15日、お昼ごろになります。

対象生徒につきましては、ごまのアレルギーを持つお子様でした。

このアレルギーを持つお子様に対しまして、不適食材となりますごまを含む弁当が提供されるという事故がございました。

提供事業者につきましては、指定管理者の方になってございます。

経緯は、2番に書いてありますが、八ヶ岳の付近にあります車山、こちらのハイキングをしているときの昼食として、ごまのアレルギーを持っているお子様がいましたが、不適食材となるごまがご飯の上に振りかけられている状態の弁当を配付したという状況でございます。

なお、当該生徒は自分をごまのアレルギーを持っているということを自覚しておりまして、弁当を見て、不適食材を確認し、そのごまを除去しながら弁当を食べたという状況でございます。

なお、八ヶ岳荘に戻った後、担当教諭から校長を通じまして、八ヶ岳荘の支配人に連絡が入りました。

同行しておりました看護師が問診を行いましたところ、多少、のどにかゆみがあるという状況がございましたので、アレルギーに対応する薬剤を投与しまして、様子を見たという状況でございます。

その後、特段の状況の変化はございませんでしたが、これを受けまして、アレルギー対応の手順書の見直しを行ったところでございます。

そして、今回、弁当が配付された手順及び事故の原因につきまして調査をいたしました。

まず、手順としましては、4項目、途中にチェックポイントがございましたけれども、まず、アレルギーを持っているお子様につきまして、各学校がそれぞれの生徒・児童の状況を宿泊施設である八ヶ岳荘に報告をいたします。これにつきましては、手順のとおり実施されていることを確認いたしました。

次に、提出されました調査票、アレルギーの状況を把握した上で、弁当を手配する場合、その弁当に含まれる成分と照合を行いまして、不適食材を確認し、こちらを除去するように弁当の事業者到手配をするという状況になっておりまして、こちらにつきまして、手順のとおり実施されていたということになってございます。

その後、移動教室10日前に支配人から弁当業者へ発注書をFAXしまして、業者がそれを確認、そしてそれに沿って製造・納品するという流れでした。

ここで、1点目の事故原因が発生してございますが、支配人から弁当業者に送信した発注書、こちらにアレルギー食材の情報が記載されていないという状況が確認されております。いわゆるごまが不適食材であるという情報が弁当業者に届かなかったという状況が確認されました。

そして、4点目です。納品された弁当を支配人が検品して、直接、担当教諭に手渡しするという流れになっておりますけれども、こちらを、支配人が業者に発注した内容が正確であろうと、実際にはごまがアレルギーであるという情報がきちんと流れておりませんでした、ここをチェックすることなく納品された弁当をそのままお子様の方に渡してしまったという状況があります。

当然、手順書の中では納品された弁当を複数人でチェックするというこのルールはできておりましたが、それについても履行されていないという状況を確認したところでございます。

資料、2ページ目に入ります。

本件を受けまして、直ちに指定管理者に連絡をいたしまして、本社の責任者及び管理栄養士が現地に赴きまして、状況の確認及び原因への対策、こちらに関しましての手配を行いました。その結果、弁当発注に関する手順を見直しして、マニュアルの改定を行ったところでございます。

(2)でございますけれども、こちらで、改めまして夏季移動教室の最終週である9月26日と29日につきまして、本社の方から、さらに栄養士、それから事業部長、こちらを現地に派遣しまして、食物アレルギーの、全ての工程の見直し、それから従業員に対する指導を行ってございます。

(3)になります。こちらにつきましては、マニュアルの改正ということで、今回、更新しました内容は別紙1として添付させていただいております。

さらに、社内監査を実施してございます。こちらにつきましては、本社の方から行った栄養士、それから責任者が現地で確認をしているところです。

また、支配人の交代を行ってございます。実は、八ヶ岳荘につきましては、先般もご報告しましたが、5月に不適食材の誤配付、これは乳製品にアレルギーを持つお子様に対してヨーグルトを配付してしまった、そういった事故がありまして、今回で2回目ということになっております。それを踏まえまして、支配人につきまして、今後も同じ事故が起こる可能性を秘めているということから、こちらの支配人の交代を行っているところでございます。

生涯学習課の対応としましては、今度の月曜日、11月14日でございますけれども、四半期ごとに行っております履行確認、現地に職員が行きまして履行確認を行います。そこに私も同行させていただきまして、現地で、対策の状況、きちんととられているかどうかの確認、それから従業員全てに対しまして、改めてアレルギー事故を起こさないようにということでの話をさせていただく予定になってございます。

また、あわせまして、年が明けまして1月にも履行確認がございまして。こちらにつきましては、冬季の移動教室がございまして、そこでもアレルギー対応を厳格に行うようにということでの調査、それから現地確認をさせていただく予定となっております。

それでは、資料3ページ目、別紙1となっておりますけれども、こちらの方で、指定管理者の方から改めて出されました改定の点でございまして。

なお、これの中で一番下の方に写真がついておりますけれども、従前は納品された弁当を識別しにくかったという点もございましたので、まず、袋の色を変えさせていただきました。通常の袋と異なる色で除去食につきましては包むということで、一目で分かるようにしてあります。

写真の右側にありますけれども、対応個票、こちらも改めさせていただいております。まず、当該児童・生徒の名前を明記しまして、アレルギーの原因物質が

何なのか、こちらを明記させていただきます。

そして、変更前となっている部分、これが通常の一般食のメニューになっております。そして、変更後というものを右側に書く欄がございますけれども、除去して代替食を入れた場合には、こちらに変更後の食材が記載されるということになってございます。何が変更されているのかが一目で分かるような形をとらせていただきました。

そして、この内容につきまして、複数の人間がかかわれるようにということで、これを確認した人間がサインを行うようにということで、今回は4つのポイントでチェックをしていくということで、支配人の確認、料理長の確認、そして配膳、これは先生にお弁当を渡す人の役割になってきますけれども、盛りつけ、内容を確認した、こういった形で4回のチェックを通るような形で書類もつけさせていただきます。

こちらにつきまして、改めて11月14日、私が現地に行きまして、全ての職員に対しまして注意喚起を行うということで対応させていただきます。

このたびは指定管理者が変わりまして、2回目というアレルギー対応事故を起こしまして、誠に申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 この経過を読んでいて、一番気になったのは、指定管理者のお話があるのですが、学校側と、アレルギーに対応しなければいけないものがあるということとを共有している部分が見えてこなかったんですね。

私も八ヶ岳荘に今年の夏行って、そのときに食事の担当だったので、まさにそこをさせていただいたのですけれども、八ヶ岳荘から6食分のメニューが来て、アレルギーの対応をしなければいけないリストと全部突き合わせて、こちらもしっかり管理をしているわけですね。

実際、現地に行って、そこで6食分の打ち合わせをし、対応がある場合には、それぞれの食事のたびに確認をお互いにし合ったんですね。

これを読んでいると、結局、お弁当の中に対応するものがあるというのを現地で開けるまで分からなかったということは、前に出されたメニューの段階で、アレルギー対応が必要だということが共有されていなかったのではないのでしょうか。

提供する側も、もちろんそうですけれども、こちら側もしっかりと自分で確認するということも必要なので、そこがこのマニュアルの中でどうなっているか分からないのですけれども、そこをしっかりとしていかないと、向こうで幾ら確認していただいても、出されたものは全部無条件に食べるのではなくて、対応が必要だというものがあるという、そこをしっかりと共有していかないと事故はなくなるのではないかと思ったのですけれども。

生涯学習課長 高野委員がおっしゃるとおりで、学校側も指定管理者に任せっきりというので

はなくて、これは命にかかわる事案だということで、昨日、定例校長会で全ての小中学校の校長先生が集まる会議がございましたけれども、その中で、改めてこういう事故が発生したという報告をするとともに、先生たちにつきましても、指定管理者任せではなく、自分たちの受け持っている生徒、児童を守るという観点からチェックを厳密に行っていたいただきたいという旨の要請をさせていただきました。

あと、現地と学校側との連絡体制につきまして、私ども、まだこれで十分だとは考えておりませんので、今回、私が現地に行って履行確認をする中で、書類等を全て精査して、さらに改善点がないかチェックさせていただきたいと考えております。

松澤委員 八ヶ岳荘は、山で食事を、お弁当を食べるという認識でよろしいのですか。

生涯学習課長 はい、そのとおりです。

松澤委員 山など、施設以外で食事をするというところで、アレルギーだけではなくて、食中毒ですとか、そういった面も危険性がかなりあると思うんですね。すぐ対応もできないと思いますので、その辺、特にお弁当などは注意していただけたらと思います。

お弁当の場合、高野委員と一緒にのですけれども、ルールの決まりごとについてお聞きしたいのですけれども、基本、アレルギーというのは、学校の生徒さんが手紙をいただいて、アレルギーを書いて出して集めるということだと思うのですけれども、そういったものが、アレルギーがこの学校で行ったときに、どれとどれがアレルギーに対応しているというのは認識していると思うんですね、業者さんも。

そのリクエストする全てのアレルギー対応のものの食材を抜いたものを提供しているのか、それとも個人別に、今回はごまでしたけれども、1人のお子さんがごまがアレルギーだから、そのお子さんのものだけごまを抜いて、あとの方はごまを入れたものを配付しているという認識と、どちらでやられているのでしょうか。

生涯学習課長 後者の方になります。アレルギーを持っているお子さん、その方に対しての個別対応を行うという対応をとっております。

あとは、従前、保護者からの情報が多様でした。例えば卵のアレルギーにつきましても、生がだめ、加熱していればオーケーとか、色々と情報が複雑になっていましたけれども、今回の改定の中で、アレルゲンの可能性のあるものは全て、加工するのではなくて、除去するというように対応を変えさせていただきました。

一応、そういった形で少しでもリスクを減らすということを考えていきたいと思っております。

松澤委員 以前は、卵の問題もそうですけれども、生ではなくて加熱したものを今までは出して、今回の改定で、これからは同じ食物で対応するという認識でよろしいですか。

生涯学習課長 そのとおりです。完全除去という形で、そのお子さんの状況は色々あると思いますけれども、原因物質については全部除去するという方向に変えさせていただいています。

松澤委員 あともう1点、最後に、そのアレルギーの対応について、すごくたくさんアレルギーのお子さんがいらっしゃるのかということと、たくさんいない場合は、そのお子さんだけ、例えばですけれども、1人のお子さんはこれ、1人のお子さんはこれというのがすごく多量になってしまう場合はまた問題が発生する可能性も非常に高くなってくるので、例えばですけれども、食物が重なっている場合は、その辺全てを除去して皆さんに提供するというお考えはあるのかということをお聞きしたいのですけれども。

生涯学習課長 その視点につきましては大変重要だと思いますので、これにつきましては、今回、履行確認の中でも、どういう対応ができるのか、そして、とにかくリスクを減らさないとならないという視点から指定管理者と調整を深めていきたいと思っています。

松澤委員 はい。よろしくをお願いします。

上野委員 参考までに、我々、修学旅行に行くときに、アレルギーがない方が少ないぐらい、半分ぐらいアレルギーですよ。もう宿泊する方は、学校が調査して、先方に渡すのは半分ぐらいですよ。そのぐらいアレルギーを持っていますよね。  
だから、ホームステイするときなんか大変ですよ。

松澤委員 そうですね。そういった、今、上野先生がおっしゃったように、アレルギーの件数が多ければ多いほど、それだけで非常に多くのリスクと多くの労力がかかってしまうので、その辺、増えてきたという、先ほどの特別支援の問題もそうですけれども、多くなってきたということを踏まえて対策をしていただければいいのかなと思います。

生涯学習課長 分かりました。

教育長 学校給食ともリンクしてくる問題なので。それから、先ほど高野委員からあったように、こういうことが続けて起こっている以上は、私は学校側の意識も変える意味では、到着したらすぐに、食物アレルギーに関してミーティングをきっちりしておくということが必要なのかなと思うので、そのあたりも、ぜひ、履行確

認の中で考えていってください。

学校側の意識も高めなくてはならないし、業者にも高めるという意味で、きちんとした打ち合わせ、当事者同士の打ち合わせは必ず行うようにしてください。

よろしいでしょうか。

とても大きなまた問題になると思いますけれども、よろしくお願いします。

○報告事項

8. 平成28年度「第2回板橋区・岩手大学連携講座」実施報告について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 報告8「平成28年度「第2回板橋区・岩手大学連携講座」実施報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-2」をご覧ください。

10月13日に、岩手大学連携講座を実施いたしました。その結果の報告でございます。

テーマにつきましては、「豊臣秀吉と九戸政実ー関東制圧から全国統一へ」というテーマで実施いたしました。

来場者数は137名でございます。

また、今回も大変多くの方にご来場いただきまして、会場の都合から、机等を配置できなかったという残念な面もございましたけれども、利用の方、参加者の方からは大変好評で、非常に興味深かったという情報をいただいたところでございます。

非常にこの岩手大学との連携講座は人気が高くて、毎回、毎回、多くの応募をいただいております。今後も、より多くの人に聴講していただけるようなテーマを調整しまして、実施していきたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 「板橋農業まつり」における武者行列及び農機具の展示について

(生-3・生涯学習課)

教 育 長 では、報告9「「板橋農業まつり」における武者行列及び農機具の展示について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-3」をご覧ください。

今度の土曜・日曜に実施されます「板橋農業まつり」、こちらの武者行列及び農機具の展示についてのご案内でございます。

赤塚城戦国絵巻武者行列は、以前、こちらの方は教育委員会の委員長であらせられた別府先生などが参加している団体でございますけれども、11月12日土曜日、午後1時から1時40分までの間、赤塚体育館通りで50名程度の行列を行うというものでございます。手づくりの甲冑などを装着しまして、大変見応えのあるテーマとなっております。

また、オープニングパレードで実施した後、ステージの前で演武を行うという状況がございますので、ぜひ、お時間がありましたらお立ち寄りいただきたいと思っております。

また、例年実施しておりますけれども、農機具の展示を行わせていただきます。

12日、13日、それぞれ記載の時間におきまして、農機具を展示させていただきます。

また、その他としまして、実施に当たりましては、郷土資料館周辺の小学校5校に参加の募集をかけさせていただいております。大変多くのお子様などが参加されているという状況がございます。

あと、参考でございますけれども、あわせて、13日日曜日、こちらにつきましては、午前10時から郷土芸能大会が実施されます。5つの団体が地域に伝わります郷土芸能を披露するというイベントもございますので、ぜひ、お立ち寄りいただければと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

高 野 委 員 この武者行列についてですけれども、先日、郷土資料館に行ったときに、板橋区民まつりでも行列をしたということで、DVDを見せていただきました。

武者行列は郷土資料館近くのこの5つの小学校に限られてしまうので、今までそういったことが余り知られていない地区にも声をかけましょうということで、10月の区民まつりの際に武者行列をここ以外の学校の方たちが参加して実施したということでした。武者姿やお姫様姿で、堂々と歩いていたので、とてもいい経験ができたのではないかなと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

10. 平成28年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 では、報告10「平成28年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 今年度実施しております「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」についてご説明をさせていただきます。

資料は「図-1」をご覧ください。

読書感想文コンクールの応募状況につきましては、表に記載のとおり、小学校が1万7,922点、中学校が6,137点、合計2万4,059点の応募がございまして、このうち小・中学校それぞれ、特選、入選、佳作を入賞として、合計105点を選ばせていただいております。

入賞者は4ページの別紙1の表のとおりでございます。

ご確認をお願いいたします。

続いて、図書館を使った調べる学習コンクールにつきまして、ご説明いたします。恐縮ですが、1ページの方にお戻りください。

応募状況は、小学校低学年の部、高学年の部、中学生の部の3つの応募部分を合わせて、1,795作品が集まりました。昨年度より、応募作品数、応募学校数ともに増えております。

入賞者が、5ページの、別紙2の表のとおりでございます。

2ページにお戻りいただき、入賞者を選ぶ今回の審査につきましては、各図書館で総応募数の5%を選んだ後、今回から、高野委員、教育長に審査に加わっていただき、記載の審査項目によりまして実施いたしました。入賞の30作品につきましては、図書館振興財団の全国コンクールに推薦いたします。

3ページでございます。

表彰式は12月3日土曜日、午後2時より、教育支援センターにて行います。

読書感想文コンクールと図書館を使った調べる学習コンクール、同時に実施いたします。今回より会場が変更となっておりますので、ご留意をお願いいたします。

表彰式では、今回から、調べる学習コンクールの最優秀賞の方々に作品紹介をしていただくことといたしました。

また、保護者の方を始め、多くの方々にこの入賞作品をご覧ください、これからの出品の励みとなりますことを期待いたしまして、来年2月6日から9日まで、区役所1階、区民ホールで作品のレプリカを展示させていただきます。

師走の土曜日という、表彰式はお忙しい時期ではありますが、教育委員の皆様にもご列席いただければ幸いです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

教 育 長 ご意見等がございましたら、ご発言ください。

図書館を使った調べる学習コンクール、小学校が49校ということで非常に多いのですが、読書感想文は全ての学校が応募しているのですか。

中央図書館長 全学校です。

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

1 1. 新たな中央図書館の整備に向けた取組状況について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 　　では、報告1 1「新たな中央図書館の整備に向けた取組状況について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 　　資料は「図－2」をご覧ください。

平成2 8年度9月以降の中央図書館の整備に向けた取り組み状況につきまして、報告させていただきます。

新たな中央図書館の整備に向けましては、今年3月に策定した板橋区立中央図書館基本構想を踏まえて、今年度中に新たな中央図書館の施設の概要や平和公園内の建設場所を定める板橋区立中央図書館基本計画を策定する予定でございます。

基本計画では、新たな中央図書館における機能・サービスを定め、これを実現する施設概要を明らかにいたします。

そこで、まず、新たな中央図書館における機能・サービスの検討状況について説明をいたします。

図書館の基本機能の図書資料の収蔵規模につきましては、中央図書館としての図書資料を保管する蔵書構成で、また、蔵書数を確保するため、将来を見据えて約5 0万冊前後といたします。

現在の中央図書館の蔵書は約2 1万冊で、基本構想におきましては、開館のときに3 2万冊以上としておりますので、今後、蔵書計画を策定し、開館後も計画的に選書の上、図書の収集を進めていきたいと考えてございます。

恐れ入りますが、5ページにお進みください。

別紙1でございます。

こちら、新たな中央図書館の施設概要（案）をお示ししてございます。

左上部の図のとおり、中央図書館基本構想で掲げる新たな中央図書館の基本理念、「未来を育み、こころの豊かさと新しい価値を創造し、“緑と文化”を象徴する図書館」を実現するために、5つの重点テーマを定めております。

この5つの重点テーマごとの実施事業、サービス、特色などを箇条書きにしてまとめてございます。

課題解決型図書館では、区民の身近な課題の解決をサポートするために、レファレンス（相談）サービスを充実いたします。総合レファレンスカウンターと児童絵本専門のレファレンスカウンターを設置いたしまして、また、相談に乗れるコンシェルジュの配置をし、利用者が気軽に相談できる体制を整えます。

また、国立国会図書館、東京都立図書館をはじめ、ほかの自治体図書館や関係機関、区の関連施設でありますエコポリスセンターや教育科学館、区内企業との連携を深めて、相互貸借や情報を入手し、幅広い情報提供を行えるようにいたします。また、利用者が適切な情報を選択し、活用できるようにするため、情報リテラシー支援の講座などを開催していく予定です。

次に、生涯学習機能の充実でございます。

こちらは、板橋区立図書館の中心館でございますので、地域図書館では収集が難しい専門書、参考図書も含めて、幅広い年代や様々な利用目的の人々のニーズに応えた、バランスのとれた蔵書構成、タイムリーで豊富な資料を確保いたします。また、多様な講座、イベント展示などを実施し、赤ちゃんから高齢者まで、また、障がい者など、図書館を利用しにくい方に対しても、きめ細かいサービス事業による生涯学習機会を提供いたします。

新たに図書館サポーター制度を増設し、区民との協働による事業運営や実施を図り、ボランティア室など、ボランティアの方々の活動拠点を設けまして、区民の方々が社会参加を通して自己実現を果たすことなどを支援していきたいと考えてございます。

学校・家庭と連携する図書館では、成長過程に応じた子ども向けの絵本や本を充実し、年齢別、種類別に収集し、子どもや保護者が分かりやすく、本に興味を持つよう、面出しを多く展示するなど、楽しい空間づくりを行い、児童エリアを充実してまいります。

児童図書専門書を児童エリアに常時配置しまして、個々の子どもの興味や成長に役立つ図書を薦めるなど、子どもと本をつなぐ機能を強化して、読書活動を推進いたします。また、親子で読み聞かせのできるスペース、調べる学習スペースを設けたいと考えています。

また、青少年のコーナーを充実しまして、中高生が関心を持つ図書資料や学習に役立つ参考資料などをそろえたコーナーですとか、中高生の子どもたちがグループ学習できる学習室を設置いたします。

また、おはなし会など、年齢に応じた読書を好きになるイベントを実施いたします。さらに、子育て支援のためのコーナーの設置ですとか、託児サービスなどを始めたいと考えております。

地域のコミュニティー形成を支援する図書館では、都市の中の生活コミュニティー形成に繋がるよう、区民が集い、情報交換を行う場としてのスペースを提供するほか、図書館主催の区民の方々が関心のあるセミナーの実施ですとか、区民の方々が自ら実施する講座を実施していただきまして、図書館を利用する様々な世代の方々が世代間を超えて交流できるような形にしていきたいと考えております。

右側、最後のテーマです。

板橋の魅力“緑と文化”を象徴する図書館におきましては、緑や文化などと調和した、心地よく読書できる空間づくりをいたします。

具体的には、いたばしラウンジや屋外テラスを設置して、公園と一体化した空間として図書館を整備するほか、公園内に緑を感じて、ゆったりと読書を楽しめる読書席を整備いたします。

サービス・施設設備ともにユニバーサルデザインに配慮した展開を行うとともに、図書館内の快適な環境整備を目指します。

(2) ICT化の推進では、ICタグを図書に装備し、自動貸出機を導入し、

利便性の向上と効率化を目指します。また、オンラインによるデータベースの拡大ですとか、図書館に来館しにくい障がい者や高齢者、若者などのニーズを研究して、電子書籍の導入をしたいと考えてございます。

ボローニャ子ども絵本館を活用した事業展開では、ボローニャ児童図書展から寄贈された貴重な世界各国の絵本の表紙を見せる展示を工夫し、児童コーナーと隣接して設置することで、一体の空間として相乗効果を図ります。

また、個人貸し出しを開始するほか、絵本コンシェルジュを常時配置して、絵本の状態や説明、相談に応じまして、絵本や児童図書、外国語の文化、言語と子どもをつなぎたいと考えています。

そのほか、特色あるエリアとして、いたばしギャラリー・いたばしラウンジを設置いたします。

最後に、板橋の特色として、平和公園に設置するという事で、平和都市宣言をしている平和コーナーの常設展示、また、櫻井徳太郎先生のコーナーを板橋区の郷土資料・地域資料とあわせて展示する、また、教育科学館との連携事業などを実施していきたいと考えています。

今、ご説明いたしましたこれらの事業につきましては、今後、検討を続けまして、それらの機能とサービスを実施可能な図書室の面積、また、各エリアの関係性を今年度中に中央図書館基本計画において提示する予定でございます。

今、説明いたしました事業サービスにつきまして、説明が終わった後にご意見をいただければ幸いです。

次に、平和公園の配置検討案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

こちら、公園と図書館の双方の魅力を高める平和公園内における建設場所の選定に向けまして、平和公園利用状況調査を実施します。また、樹木調査の第一弾を実施いたしましたので、これらの分析を踏まえまして、また、区民の皆様のご意見などを踏まえて、また、本日の教育委員会でのご意見を踏まえまして、4つの建設場所候補地の中から選ぶということを、今後、進めていきたいと考えております。

配置案の比較につきまして、具体的にご説明させていただきます。

6ページの別紙2をご覧ください。

A案、B案、C案、D案とお示ししてございます。

A案は公園の北西の角で、ただいまここはゲートボール場になっているところでございます。B案につきましては、西部の中央。C案につきましては、ただいまトイレと倉庫がある場所から少しセットバックした場所。D案につきましては、東南の場所ということで、上板橋第三中学校に近接しているところです。

前提条件としまして、敷地の制約、日影ですとか、高度地区対策、また、建設面積は1,500㎡から1,800㎡までということ、また、都市条件から、こちらは一番南側にときわ通りが走っておりまして、上板橋と常盤台をつないでおります。ここが敷地へのメインアクセスとなります。

また、この地につきましては、小中学校に近接しておりまして、また住宅地に

囲まれているということから、各世代に親しまれる公園と図書館を目指すということで、大きく3つの観点から分析を行いました。

都市・生活環境・まちづくり、公園のアクティビティ・インフラ、また緑と空間のバランスというものでございます。こちらの客観的な評価につきまして、右側のまとめというところに記載してございます。

A案につきましては、ときわ通りからのアクセスが、一番北側ということで悪い。ただし、運動会やゲートボール場となっておりますので、その影響が上がる。しかしながら、建設時の伐採樹木が少ないということになります。

B案につきましては、同様に、ときわ通りからのアクセスが悪いということと、ここはイベントを多く実施しておりますので、そのイベントに与える影響が大きい。また、公園が北側と南側とに分断されるということになります。

C案につきましては、公園の真ん中の位置でございますので、ときわ通りからのアクセスは比較的よいということではございますけれども、イチョウ並木があり、イベントの中心の場所となっておりますので、影響が大きいということになります。

D案につきましては、東側の樹木が多く植栽されているところでございます。

ときわ通りからのアクセスが一番よいということと、こちらではイベントが実施されていないので、それに与える影響が少ない。公園が一体的に確保できますが、建設時に影響を与える樹木が多いので、やむをえず伐採する場合は、移植などを検討していきたいと考えております。

また、今回の新しい図書館は緑と文化を象徴するという事としておりますので、緑の中の厚みのある中に囲まれるということで評価してございます。

この配置案の比較につきまして、区民の意見交換会ですとか、区民懇談会で説明を行いまして、参加者や委員の方からご意見を伺っております。

今後、4つの案につきまして、さらに調査、分析を進めまして、本日の教育委員会や、今後の改築推進検討会などで検討を進めていき、12月までに建設場所の選定をし、施設概要の検討に移っていく予定でございます。

建設場所のご意見、評価について、もう少し説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

区民懇談会でご意見をいただいておりますけれども、区民の皆様も、配置につきましては、平和公園の利用に影響が一番少ない場所がよい、D案がよいのではないかというような意見がありました。

また、3ページの意見交換会におきましても、建設場所は公園を分断しない場所にしてほしいというようなご意見がございました。

また、工事中の車両の出入りなどを考えた場合、ときわ通りからアクセスのいい場所がよいと分析しているところでございます。

それでは、2ページの続きにお戻りいただいて、進捗状況の報告につきまして、簡単に説明させていただきます。

庁内で、中央図書館改築推進検討会や、専門部会を設置して検討を進めております。また、先ほどお話しした区民懇談会や、区民説明会、意見交換会で区民の

方々に検討状況の説明をするとともにご意見を伺っております。さらに、広報いたばしやホームページで周知を図っています。また、町会長会議で説明を行っております。

また、「魅力ある中央図書館建設だより」を、本日、机上配付させていただきましたけれども、こちらを、近隣の小・中学校にも配付しているところでございます。

また、出張意見交換会ということで、区民の方々に、サークルですとか、グループが集まって希望される方に、出向いて、出張意見交換会の実施をしております。

また、中学生との意見交換会を、上板橋三中学校の生徒の皆様と2回実施しております。また、中台中の方も、日程調整をしておりますので、実施する予定でございます。

最後に、今後の予定でございます。

これらの中央図書館改築推進検討会での検討ですとか、区民との意見交換会、近隣の中学校・各団体との出張意見交換会や区民懇談会等による情報の共有化と意見の聴取などを引き続き実施いたしまして、来年の3月までに平和公園内での建設場所、施設の概要を定める「中央図書館基本計画」を策定し、基本設計、実施設計につなげ、「板橋の魅力“緑と文化”を象徴する図書館」の建築計画を進めてまいります。

本日は、別紙1と別紙2につきましてご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長      それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員      別紙1と2の部分のところということでしたので、まず、配置の件で、自分の意見というか、思ったところを。自分も配置の面では、A案、B案のあたりがよろしいのではないかなと思いました。

あとは、住民の方々との意見交換をもとに、よりよい案にしていいただければよろしいのかなと考えております。

合理性があるということ、工事など、あと、それ以外の、できた後、そういった形の合理性及びAからDのなかで場所が決まった場合、その場所以外の公園の中の設計・計画なども含めて、区民の方に喜んでいただくように練っていただければいいのかなと思いました。

私個人として、緑のことをお話ししたいなと思うのですが、緑と調和ができるということが非常にいいのかなと思っておりまして、図書館を建てるに当たって伐採をしてしまう部分もあるかと思うのですが、そういったものも含めて、多過ぎても少な過ぎてもということもあるので、調和のとれた、緑の中にある図書館というのを目指してやっていただければよろしいのかなと考えました。

緑の部分に関しましては、自分の意見ですが、伐採はしなくても、ぶつ切りの

ような切り方をされる街路樹などを見ていると非常に心苦しく感じる人が多いですね。なので、予算の方もあるとは思いますが、大きい木なども、本数を多くというよりも、むしろ1つの木に対してちゃんと手を入れていただくのは非常にいいのかなといつも感じております。

以上です。

高野委員 最初に、別紙1のところ、図書館の概要というところですが、(5)の板橋の特色というところで、さきほど荒井館長の方からのご説明でもありました。櫻井徳太郎先生のコーナーのところに、板橋の歴史や文化が分かるような部分も一緒に展示していくとおっしゃっていたので、その辺を、板橋の歴史が分かるようなものをぜひお願いしたいと思います。

それから、別紙2の配置についてですが、昨日、平和公園に行ってきた、私自身としてはA案かなと思っていました。D案については、今、あの辺のイチョウの木が美しく、この木を切ってしまうのかというような思いで見えたのですが、樹木調査もされているということなので、具体的にどのぐらいの樹木に影響が出てくるのかということも、入れていただけると心配が減るのではないかなと思いました。

あと、A案については、ときわ通りからのアクセスが悪いということで、実際、自分が図書館を利用するという利用者の立場からだけ考えると、教育科学館とのつながりですとか、駅から近いとか、そういう点があつて、余りアクセスが悪いのは気にならなかったのですが、先ほど館長のご説明を伺っていて、でき上がった後だけのことでなくて、工事とか、また、近隣の方たちへの配慮ということを考えていくと、ここもよく考えていかなければいけない点だなと思いました。

そういう意味で、さきほど松澤委員もおっしゃっていたのですが、この周りの方たちが一番、1年を通して、1日を通して、平和公園の状態をよくご存じだと思うので、そういった住民の方々ですとか、町会長の皆様のご意見をよく伺っていただいて、近隣の方たちにも喜んでいただけるような場所を選んでいただけるといいのかなと思いました。

上野委員 私は、人の集まる場所、また、長時間いていただきたいということの中で、いたばしラウンジ（カフェ）ですか、どういうものをご考えているのかというところで、若者が集まって長時間いられるような発想の中、意見を、色々なところにヒアリングに行っているようですので、ぜひとも参考にいただければと強く要望します。

教育長 ありがとうございます。青木委員、どうでしょうか。

青木委員 今、上野委員が言われたのですが、カフェと図書館というのは、もう本当に当たり前に近い状態になってきているかなと思うので、ここの設計を含めて、

この先を見守りたいなと思っています。

それと、これも具体的に出てきてからだと思うのですが、ICT化の推進が気になっていて、電子図書を導入されるというお話の中で、これのバランスですね、実際の、本とのバランスというのがすごく気になっています。

これは、まだ具体的に少し先の話になるかと思うのですが、今、電子図書の中では、例えばネットワークの中にある制約をつけて、専門図書を含めて、見られる電子図書は様々あると思います。

それも扱い次第で、セキュリティ一面が、今、非常に問題になってきているというのが、大学の図書館でも問題視されています。その辺をよく調査研究されて、立ち上げられる必要があるかなというのはあります。

なので、ICT化の推進はすごく大事なことだし、実際ある蓄積数も含めて、もともとあるものと実際に見られる数を増やす、そのラウンジでも見られるといったようなものを含めて、電子図書の生かし方はものすごく大事になってくると思うのですが、そこら辺のうまい生かし方というのを少し練り上げていただければなと思います。個人的な意見です。

以上です。

教 育 長     ありがとうございました。

私の方からも、内容的な部分では、学校・家庭と連携する図書館ということで、ヤングアダルトコーナー、こういったところには、ぜひ、中高生の声だけではなくて、運営等も直接的に関わらせていくような仕組みがあってもいいのかなと思ったことと、その下の地域コミュニティというところでは、ぜひ、この地域の方、区民の方々が運営スタッフとして積極的にかかわる、つまり受動的な施設ではなくて、区民の人たちが能動的にかかわれる、そんな施設にするための考え方というのを明確に打ち出していきたいなと思います。

そして、同時に、ボローニャ子ども絵本館等も含めた、こういったところには、ぜひとも様々な知識を導入していただいて、先進的なところも含めて、あるいは大学等も含めて、様々な知見を取り入れたアイデアと同時に、そういった方々にかかわっていただくというところ、人のかかわりということを大事にいただければと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長     それでは、次に教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長     それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第51号については、

非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会といたしますので、傍聴の方はご退室願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退室)

○議事

日程第一 議案第51号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

(学務課)

2. 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

3. 東京都板橋区債権管理条例

(教育総務課)

4. 東京都板橋区文化財保護条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

5. 東京都板橋区立教育科学館の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

(非公開)

教 育 長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 0時 11分 閉会